

相澤構成員提出資料

新しい子ども家庭福祉のあり方

— 養育環境づくりから生育環境づくりへ —

妊娠期(胎児期)から自立まで
切れ目ない生育環境づくりを目指して

相 澤 仁

家族全体を対象にした切れ目のない包括的ライフサイクル支援 — ポピュレーションアプローチとしての全家庭支援 —

安心した妊娠・出産
のための支援
【世代性の形成】

安定したアタッチメント関係や社会性等の形成のための支援
【基本的信頼感・自律性・自主性の形成】

老夫婦期(老年期)
【孫】

相互支援

妊娠・周産期(成人期)
【胎児期】

子独立期(壮年期)
【親になる準備期】

養育期(成人期)
【乳幼児期】

経済的な自立、結婚
をして親になるための
支援
【親密性の形成】

自立支援期(成人期)
【思春期・青年期】

養育・教育期(成人期)
【学童期】

自己同一性確立
のための支援
【自己同一性の確立】

学校(学習・集団生活)
適応するための支援
【勤勉性の獲得】

養育環境づくりから生育（成育）環境づくりへ

- 「『児童は、身体的及び精神的未熟であるため、その出生の前後において、適応な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。』ことに留意し、」（子どもの権利条約前文より）
- 「全て国民は、児童が良好な環境で生まれ、・・・。」（児福法第2条より）
- 「市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。（一、二、三は省略）
四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。」（児福法第10条より）
- 「都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。（一、二は省略）
三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。」（児福法第11条より）

良好な生育（成育）環境づくり（予防・発見）

- 0歳児死亡や乳幼児虐待の発生予防には妊娠期からの家族支援が必要。
- すべての妊婦に対する安定した妊娠環境の必要性（胎児からの生育環境調査の必要性）

→ ①短期的対策：母子健康手帳の改訂

身体的健康中心の内容から 身体的健康・心理的健康・生育（成育）環境の内容に

②中長期的対策：母子保健法の改正

- ・名称：母子保健法 → 子ども家庭保健法（仮称）
- ・理念：身体的健康（中心） → 身体的・精神的・社会的健康（WHOの定義）
- ・対象：母子 → 親子（父子を含む）・家族へ
- ・保健師の配置標準の規定による配置の充実

良好な生育（成育）環境づくり（早期発見・対応）

妊娠期からのソーシャルワークの充実強化についての検討

「母子保健」から「子ども家庭保健」、そして「子ども家庭保健福祉」へ

- 出生数は約100万人 中絶数は約18万人
- ソーシャルワーク的な支援によって生まれてくることができるように、生育環境調整をすることが必要。
- 妊婦やその家族からの相談にいつでも対応できるソーシャルワーク機能が不十分。
- 思いがけない妊娠の相談内容には、貧困、家族崩壊による孤立、DV被害者、養育不可能な事例などが多い。社会的養護関係者からの相談も少なくない。
- 妊娠の届出がない妊婦は把握と支援が困難。

→ ① 短期的対策

- ① 市町村やその相談機関（子育て包括支援センターなど）における「24時間365日相談援助体制」の整備し、保健と福祉の専門家による同行支援などによるソーシャルワークを実施
- ② 情報保護されたメールなどによる妊娠SOS相談の全国展開と広報啓発
- ③ 子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業など）の妊婦・胎児への拡充
- ④ 経済的理由での未受診者などに対する妊娠検査・健診助成事業の創設

良好な生育（成育）環境づくり（保護・支援）

妊娠期（胎児期）から自立まで切れ目のない、親子が可能な限り一緒に生活できる生育環境づくり

① 短期的対策：助産（出産支援）機能＋母子生活支援機能のある社会的養護体制づくり

① 家庭と同様の生育環境の整備

里親の職業化（助産師などの活用）などにより、里親及びファミリーホームで特定妊婦である児童の委託を受けて、出産を支援するとともに、生まれてきた乳児についても委託を受けて、児童である母親とその子どもと一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備

② 家庭的な生育環境の整備

妊産婦も対象にした地域小規模母子ホーム（産前産後ホーム）などを創設、あるいは母子生活支援施設を機能強化して、母親への出産・育児支援や自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行うことができる新たな体制整備